

議案第六九号

三朝町民会館設置條例を次のように定める

昭和三十一年十一月一日提出

三朝町長 坂出雅



昭和三十一年十一月一日議決

東伯郡三朝町議會議長 天野 康



昭和三十三年三朝町條例第 号

三朝町民會館設置條例

第一條 本町民の福祉厚生の施設として三朝町民會館

(以下「會館」という)を設置する

第二條 會館の名称及び位置は次の通りとする

名称 三朝町民會館

位置 三朝町大字山田九番地の二

第三條 會館の管理のため看守人一名を置く

第四條 この條例の施行に關し必要な事項は町長が定める

附則

この條例は昭和三十三年五月一日より施行する